

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

の指定

指定介護機関の名称等の変更の届出

道路の区域変更

道路の供用開始

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法に基づく医師の指定辞退

### 監査委員告示

定期監査の結果

財政的援助団体等監査の結果

### 公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

公共測量の実施

指定自立支援医療機関の指定

運転免許取得者教育機関の認定

(地域福祉国保課) 五五三

(同) 五五四

(道路維持課) 五五五

(同) 五五七

(身体障害者更生相談所) 五五八

(同) 五五八

(監査委員) 五五九

(同) 五六二

(環境生活政策課) 五六三

(保健医療課) 五六三

(同) 五六三

(用地課) 五六三

(身体障害者更生相談所) 五六四

(運転免許課) 五六五

## 告 示

岐阜県告示第五百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

第 二 千 三 百 五 号

平成二十三年十二月九日

(金曜日)

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

医療法人和光会

岐阜市東金宝町一  
二

居宅介護支援事業

ケアプランセンター北方

本巣郡北方町柱本南三八  
八第二コーポウスイ  
北

平成二三・九・一

有限会社めぐみ介護サービス

恵那市長島町中野二  
一  
〇五 七二

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型めぐみ

恵那市笠置町姫栗一五  
四九 一

平成二三・九・二〇

有限会社めぐみ介護サービス

恵那市長島町中野二  
一  
〇五 七二

介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型めぐみ

恵那市笠置町姫栗一五  
四九 一

同

岐阜県告示第五百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称

平成二十三年十二月九日

称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

変 更 年 月 日

新 医療法人社団藤聖会

富山県富山市八尾町福  
島七 四一

通所リハビリテーション

奥飛驒温泉老人保健施設穂高の庭

岐阜県吉城郡上宝村一  
重ヶ根二〇五

平成二三・九・一

旧

富山県滑川市田中新町  
二四番地

新 医療法人社団藤聖会

富山県富山市八尾町福  
島七 四一

短期入所療養介護

奥飛驒温泉老人保健施設穂高の庭

岐阜県吉城郡上宝村一  
重ヶ根二〇五

同

旧

富山県滑川市田中新町  
二四番地

新 医療法人社団藤聖会

富山県富山市八尾町福  
島七 四一

介護老人保健施設

奥飛驒温泉老人保健施設穂高の庭

岐阜県吉城郡上宝村一  
重ヶ根二〇五

同

旧

富山県滑川市田中新町  
二四番地

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十二月九日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県告示第五百八十四号

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

新  
株式会社ユニマツト  
そよ風  
東京都港区南青山二  
一四二 一四二ユニマツト  
青山ビル

通所介護  
土岐ケアセンターそよ風

土岐市肥田浅野元町二  
一四

同

旧  
株式会社メデカジャ  
パン  
埼玉県さいたま市大宮  
区桜木町一 九 六六  
宮センタービル十三階

短期入所  
生活介護  
土岐ケアセンターそよ風

土岐市肥田浅野元町二  
一六

同

新  
株式会社ユニマツト  
そよ風  
東京都港区南青山二  
一四二 一四二ユニマツト  
青山ビル

短期入所  
生活介護  
土岐ケアセンターそよ風

土岐市肥田浅野元町二  
一四

同

旧  
株式会社メデカジャ  
パン  
埼玉県さいたま市大宮  
区桜木町一 九 六六  
宮センタービル十三階

短期入所  
生活介護  
土岐ケアセンターそよ風

土岐市肥田浅野元町二  
一六

同

新  
株式会社ユニマツト  
そよ風  
東京都港区南青山二  
一四二 一四二ユニマツト  
青山ビル

介護予防  
通所介護  
土岐ケアセンターそよ風

土岐市肥田浅野元町二  
一四

同

旧  
株式会社メデカジャ  
パン  
埼玉県さいたま市大宮  
区桜木町一 九 六六  
宮センタービル十三階

介護予防  
生活介護  
土岐ケアセンターそよ風

土岐市肥田浅野元町二  
一六

同

新  
株式会社ユニマツト  
そよ風  
東京都港区南青山二  
一四二 一四二ユニマツト  
青山ビル

介護予防  
短期入所  
生活介護  
土岐ケアセンターそよ風

土岐市肥田浅野元町二  
一四

同

旧  
株式会社メデカジャ  
パン  
埼玉県さいたま市大宮  
区桜木町一 九 六六  
宮センタービル十三階

短期入所  
生活介護  
土岐ケアセンターそよ風

土岐市肥田浅野元町二  
一六

同

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道		桑原中線	
同 市同 字松原		一〇〇三番一地从先から 一〇四四番一地从先まで	
後	前	後	前
七〇〇	六六	七二	六六
五四	五四		

岐阜県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十二月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考
一般国道		四百十八号		本単市根尾奥谷字右上六七〇番五地先から		後	前	一〇〇	三三	三六〇	三六〇	
同 市同 字同		一、二番一地从先まで		七		二四〇	一八〇	二四〇	三三	三六〇		

岐阜県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十二月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

県道		池田揖斐川線	
同 郡同 町大字六里字		揖斐郡大野町大字小衣斐字大前町三六九番一地从先から	
後	前	後	前
一八〇	五八	一八〇	五八
五			

岐阜県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十二月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		恵那峡公園線	
同 市同 町字同		恵那市大井町字蓮華寺一、二、四番六九地先から	
後	前	後	前
一八〇	七六	一八〇	七六
二〇七〇	二〇七〇		

岐阜県告示第五百八十八号

岐阜県知事 古 田 肇

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十二月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の種類	区域	変更	敷地の幅	延長	備考
路線名	路線名	区 間	前後	員（メートル）	員（メートル）	
一般 二百五十六号	一般 二百五十六号	下呂市金山町戸部字船野四三五番三七地先から同市同字同番一二地先まで	後	七（メートル）	三（メートル）	
			前	八（メートル）	七（メートル）	
				三六七	三六七	
				九（メートル）	九（メートル）	
				九八	三六七	

岐阜県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十二月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の種類	区 間	延長	供用開始	備考
路線名	路線名	区 間	員（メートル）	の 期 日	決定又は公告の日
岐阜市下鵜飼二丁目二三番	岐阜市下鵜飼二丁目二三番				

県道	路線名	区 間	延長	供用開始	備考
黒屋井線	黒屋井線	一地先から同市同二丁目九番地先まで	三（メートル）	平成二三年二九	平成二三年二九

岐阜県告示第五百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十二月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区 間	延長	供用開始	備考
美江寺線	美江寺線	瑞穂市牛牧字札木七九九番一地先から同市同字宮上一五四番七地先まで	四（メートル）	平成二三年二九	平成二五年二二六

岐阜県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十二月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

備考	
----	--

道路の種類	桑原線	区	延長(メートル)	供用開始の期日	(区域又は告示の日)
岐道	下桑原線	羽島市中町石田字鯨頭一〇〇三番一地从先から	五九四	平成二〇一九	平成二〇一九
		同市同			
		〇四四番一地从先まで			
		字松原一			

岐阜県告示第五百九十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)第五条の規定により告示する。

平成二十三年十二月九日

担当科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
眼科	伊藤 孝紀	多治見市前畑町五一六	平成三二二六
心臓血管外科	桑原 史明	同	同
リハビリテーション科	松波 紀行	羽島郡笠松町田代一八五	同
内科	長門 直	同	同
外科	松友 寛和	県立下呂温泉病院	同
整形外科	貝沼 慎悟	関市若草通五一	同
内科	長屋 寿彦	瑞浪市土岐町七六一	同
同	岩島 康仁	同	同
眼科	丹羽 泰洋	美濃加茂市古井町下古井二九七二三	同
内科	横山 ちはる	各務原市那加元町八	同

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百九十三号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師の指定辞退の届出があったので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)第五条の規定により告示する。

平成二十三年十二月九日

担当科目	医師氏名	勤務場所	辞退年月日
眼科	加藤 千晶	ちあき眼科	同
小児科	木全かおり	かわしまファミリークリニック	同
同	近藤 祐一	同	同
同	仁枝 祐一	同	同
同	高澤 真	同	同
同	若松 亮	同	同
同	安田 陽一	同	同
内科	葛西 武司	木沢記念病院	同
小児科	高澤利恵子	有本整形外科	同
整形外科	山川 弘城	城山病院	同
内科・リハビリテーション科	山川 弘城	城山病院	同
整形外科	高澤利恵子	有本整形外科	同
小児科	新井 隆広	高山赤十字病院	同
外科	小森 充嗣	揖斐厚生病院	同

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務場所	辞退年月日
眼科	半田登喜代	半田眼科	同
整形外科	緒方 研吾	中濃厚生病院	同
内科	川嶋 修司	高山赤十字病院	同
整形外科	川嶋 修司	高山赤十字病院	同
内科	川嶋 修司	高山赤十字病院	同
担当科目	医師氏名	勤務場所	辞退年月日
眼科	半田登喜代	半田眼科	同
整形外科	緒方 研吾	中濃厚生病院	同
内科	川嶋 修司	高山赤十字病院	同
整形外科	川嶋 修司	高山赤十字病院	同
内科	川嶋 修司	高山赤十字病院	同

眼 科	大野安季子	中津川市民病院	中津川市駒場一五二二	同 三・七三
循環器内科	鳥越 勝行	大垣徳洲会病院	大垣市林町六 八五	同 三・七三
耳鼻咽喉科	河田 博	河田耳鼻咽喉科	多治見市本町一 八	同 三・三三

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により平成二十三年十月一日から同年十月三十一日まで執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成二十三年十一月九日

- 岐阜県監査委員 村 下 貴 夫
- 岐阜県監査委員 大 野 泰 正
- 岐阜県監査委員 鶴 飼 誠 子
- 岐阜県監査委員 神 戸 正 雄
- 岐阜県監査委員 石 井 直 子

第1 監査実施機関数

知 事 直 轄	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	本課検討	
総 務 部	6	0	2	0	2	0
総 合 企 画 部	-	-	-	-	-	-
環 境 生 活 部	-	-	-	-	-	-
健 康 福 祉 部	2	1	0	1	0	0

商 工 労 働 部	2	0	2	3	0	3	0
農 政 部	3	2	0	5	3	2	0
林 政 部	-	-	-	-	-	-	-
県 土 整 備 部	5	1	4	12	1	11	0
都 市 建 築 部	4	0	1	1	0	1	0
せ づ 清 流 国 体 推 進 局	-	-	-	-	-	-	-
振 興 局	5	1	2	5	1	4	0
教 育 委 員 会	27	9	10	39	13	25	1
警 察 本 部	2	0	2	2	0	2	0
そ の 他	6	0	0	0	0	0	0
合 計	62	14	23	70	19	50	1

（注）監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認められた事項
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
  - ・ 本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。  
「-」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、37機関において、19件の指摘事項、50件の指導事項及び1件の本課検討事項が認められたので、監査対象機関に対し是正、改善又は必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

1 総務部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜県税事務所	平成23年10月12日	なし	なし
西濃県税事務所	平成23年10月27日	なし	なし
中濃県税事務所	平成23年10月20日	なし	なし

東濃県税事務所	平成23年10月18日	なし		なし
飛騨県税事務所	平成23年10月13日	なし		1件
自動車税事務所	平成23年10月20日	なし		1件

2 健康福祉部

実施機関名	実施年月日	指摘事項		指導事項
東濃保健所	平成23年10月18日	なし		なし
恵那保健所	平成23年10月18日	1件	旅費の過大支給	なし

3 商工労働部

実施機関名	実施年月日	指摘事項		指導事項
セラミックス研究所	平成23年10月26日	なし		2件
生活技術研究所	平成23年10月13日	なし		1件

4 農政部

実施機関名	実施年月日	指摘事項		指導事項
岐阜県農林事務所	平成23年10月17日	1件	時間外勤務手当の過大支給	なし
郡上農林事務所	平成23年10月11日	なし		なし
下呂農林事務所	平成23年10月17日	2件	旅費の過大支給 前年度に引き続き 時間外勤務手当の 支給不足	2件

5 県土整備部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
-------	-------	------	------

岐阜土木事務所	平成23年10月12日	なし		2件
大垣土木事務所	平成23年10月11日	1件	前年度に引き続き 河川占用料の調定 遅延及び督促状の 発行遅延	3件
美濃土木事務所	平成23年10月27日	なし		2件
可茂土木事務所	平成23年10月31日	なし		3件
下呂土木事務所	平成23年10月18日	なし		1件

6 都市建築部

実施機関名	実施年月日	指摘事項		指導事項
岐阜駅周辺鉄道高架 工事事務所	平成23年10月12日	なし		なし
岐阜建築事務所	平成23年10月12日	なし		1件
西濃建築事務所	平成23年10月11日	なし		なし
中濃建築事務所	平成23年10月31日	なし		なし

7 振興局

実施機関名	実施年月日	指摘事項		指導事項
岐阜振興局	平成23年10月17日	なし		1件
西濃振興局	平成23年10月11日	1件	収入証紙売りさば き収入に係る調定 漏れ	1件
中濃振興局	平成23年10月31日	なし		2件
東濃振興局	平成23年10月18日	なし		なし
飛騨振興局	平成23年10月13日	なし		なし



8 教育委員会

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
文化財保護センター	平成23年10月19日	なし	2件
博物館	平成23年10月11日	なし	3件
美術館	平成23年10月6日	なし	なし
現代陶芸美術館	平成23年10月6日	なし	なし
長良高等学校	平成23年10月19日	雑入（電気料金実費）の過大徴収物品に係る現物実査の未実施	2件
岐山高等学校	平成23年10月19日	なし	1件
加納高等学校	平成23年10月19日	旅費の過大支給及び公務外の出張に対する旅費支給	1件
羽島北高等学校	平成23年10月20日	なし	3件
岐南工業高等学校	平成23年10月24日	旅費の過大支給	なし
本巣松陽高等学校	平成23年10月19日	なし	1件
山県高等学校	平成23年10月18日	なし	なし
羽島高等学校	平成23年10月24日	雑入（電気料金実費）の過大徴収公務外の出張に対する旅費支給	1件
岐阜工業高等学校	平成23年10月28日	なし	1件
大垣南高等学校	平成23年10月20日	なし	なし
大垣東高等学校	平成23年10月27日	役務費の不適正な支出	2件
大垣西高等学校	平成23年10月18日	雑入（電気料金実費）の徴収不足旅費の過大支給	なし

大垣養老高等学校	平成23年10月28日	1件	雑入（電気料金実費）の徴収不足	1件
飛騨神岡高等学校	平成23年10月14日	1件	雑入（電気料金実費）の徴収不足	1件
華陽フロンティア高等学校	平成23年10月24日	2件	雑入（電気料金実費）の徴収不足前年度に引き続き高等学校授課に係る不適正な債権管理	1件
東濃フロンティア高等学校	平成23年10月26日	なし		1件
郡上特別支援学校	平成23年10月27日	なし		なし
関特別支援学校	平成23年10月17日	なし		なし
中濃特別支援学校	平成23年10月28日	なし		1件
東濃特別支援学校	平成23年10月26日	なし		2件
飛騨特別支援学校	平成23年10月14日	なし		なし
飛騨特別支援学校下呂分校	平成23年10月14日	なし		1件
飛騨特別支援学校高山市赤分校	平成23年10月14日	なし		なし

（本課検討事項）

特別支援学校における生産物の管理事務の所管課である特別支援教育課に対し、「岐阜県立特別支援学校高等部職業教育実習会計事務取扱要領」の見直しを求めた。

9 警察本部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜北警察署	平成23年10月24日	なし	1件
下呂警察署	平成23年10月18日	なし	1件

10 その他

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
議事事務局	平成23年10月28日	なし	なし
選挙管理委員会岐阜 地方事務局	平成23年10月17日	なし	なし
選挙管理委員会西濃 地方事務局	平成23年10月11日	なし	なし
選挙管理委員会可茂 地方事務局	平成23年10月31日	なし	なし
選挙管理委員会東濃 地方事務局	平成23年10月18日	なし	なし
選挙管理委員会飛騨 地方事務局	平成23年10月13日	なし	なし

岐阜県選挙管理委員会第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成二十三年十月二十六日及び同年十月二十七日に執行した財政的援助団体等監査の結果は次のとおりである。

平成二十三年十一月九日

岐阜県選挙管理委員会 村下 貴夫  
 岐阜県選挙管理委員会 大野 泰正  
 岐阜県選挙管理委員会 鶴岡 誠  
 岐阜県選挙管理委員会 神戸 正雄  
 岐阜県選挙管理委員会 石井 直子

第1 監査実施団体数

区 分	監査実施 団体数	監査結果件数		所管機 関指 導事項等
		指摘事項	指導事項	
出資・出捐団体	1	0	2	0
補助金等交付団体	-	-	-	-

指定管理者	2	1	0	1	0
-------	---	---	---	---	---

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認められた事項
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
  - ・ 所管機関指摘事項 団体を所管する課に対して、検討を求める事項
- 「-」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、2団体において、3件の指導事項が認められたので、監査対象団体に対しては是正又は改善を求めた。

出資・出捐団体

実施団体名	実施年月日	指摘事項	指導事項
財団法人飛騨地域地 場産業振興センタ ー	平成23年10月26日	なし	2件

指定管理者

実施団体名	施設名称	実施年月日	指摘事項	指導事項
社会福祉法人 岐阜県福祉事 業団	岐阜県立飛騨寿 楽苑	平成23年10月26日	なし	1件
乗鞍国際観光 株式会社	乗鞍鶴ヶ池駐車 場	平成23年10月27日	なし	なし

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年十一月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ケアパレット
- 三 代表者の氏名 今井 佐登美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市小川二八〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、「私の健康」をテーマに地域の人々が、  
生命の質、生活の質を維持増進しより生きがいのある  
生活を送るための在宅支援に関する事業を行い、すべ  
ての人々が健やかに暮らせる地域社会作りと、保健、  
医療、福祉の増進に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
ピノキオ薬局 大和店	郡上市大和町剣字川添八八の三	精神通院	平成

かわしま調剤薬局

各務原市川島松倉町二三五〇番地七〇

精神通院

平成  
三三・二二・一

コスモス薬局

岐阜市河渡三の二一の一

精神通院

平成  
三三・二二・一

コスモス薬局 金竜店

岐阜市金竜町一丁目八番

精神通院

平成  
三三・二二・一

コスモス薬局 竜田店

岐阜市竜田町七丁目七の三の七の二

精神通院

平成  
三三・二二・一

エール調剤薬局瑞浪店

瑞浪市山田町六七の一の二二

精神通院

平成  
三三・二二・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があつたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
イオン薬局各務原店	各務原市那加萱場町三の八	精神通院	平成 三三・二〇・一

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関  
国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間  
平成二十三年十一月一日から  
同 二十四年三月二十三日まで

四 作業地域  
高山市丹生川地区

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり  
公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十  
四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成二十三年十一月五日から  
同 二十四年三月二十三日まで

四 作業地域

高山市清見地区

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、  
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間

平成二十三年九月二十六日から  
同 二十四年三月九日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する  
指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当し得る医療の種類	自立支援医療の種類	指定年月日
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市幸田一六	腎臓内科	腎臓	育成・更生	平成三三

木沢記念病院
美濃加茂市古井町 下古井五九
心臓血管 外科
心臓脈管 外科
同
同

育成医療・更生医療に係るもの  
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
ライン調剤薬局倉知店	関市倉知八三	育成・更生	平成 三・三・一
ピース薬局ぎふはしま 店	羽島市舟橋町宮北一三	同	同
トイカイ薬局各務原西 店	各務原市那加西市市場町四一	同	同
郡上薬局大和店	郡上市大和町剣八八二	同	同
いきいき健康薬局	瑞浪市松ヶ瀬町一五二二	同	同
かわしま調剤薬局	各務原市川島松倉町三三五七	同	同
ピノキオ薬局大和店	郡上市大和町剣字川添八八三	同	同
エール調剤薬局瑞浪店	瑞浪市山田町六七一一二	同	同

運転免許取得者教育機関の認定

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により  
次の者を教育機関に認定したので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十一月九日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

氏名又は名称及

氏名又は名称	住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者教育の名称及び所在地	運転免許取得者教育の課程の区分及び名称	認定をした年月日
有限会社日本ライ ン自動車学校 (住所) 美濃加茂市深田 町三丁目一 七号 (代表者の氏名) 鈴木登	有限会社東海第 一自動車学校 (住所) 美濃加茂市深田 町三丁目一 七号 (代表者の氏名) 鈴木登	(名称) 日本ライン自動車 学校 (所在地) 加茂郡坂祝町深萱 一三〇一 番地三 七号	(区分) 運転免許取得者教育 の認定に関する規則 (平成十二年国家公 安委員会規則第四号) 第四条第一号の表三 の項及び四の項に掲 げる課程 (名称) 高齢者安全運転講習	平成二十三年十一月 四日
加茂自動車株式 会社 (住所) 美濃加茂市深田 町三丁目一 七号 (代表者の氏名) 鈴木登	加茂自動車株式 会社 (住所) 美濃加茂市深田 町三丁目一 七号 (代表者の氏名) 鈴木登	(名称) 加茂自動車学校 (所在地) 美濃加茂市前平町 三丁目四五番地 七号	(区分) 運転免許取得者教育 の認定に関する規則 (平成十二年国家公 安委員会規則第四号) 第四条第一号の表三 の項及び四の項に掲 げる課程 (名称) 高齢者安全運転講習	
有限会社東海第 一自動車学校 (住所) 美濃加茂市深田 町三丁目一 七号 (代表者の氏名) 鈴木登	有限会社東海第 一自動車学校 (住所) 美濃加茂市深田 町三丁目一 七号 (代表者の氏名) 鈴木登	(名称) 東海第一自動車学 校 (所在地) 岐阜市芥見五丁目 一二五番地	(区分) 運転免許取得者教育 の認定に関する規則 (平成十二年国家公 安委員会規則第四号) 第四条第一号の表三 の項及び四の項に掲 げる課程 (名称) 高齢者安全運転講習	

平成二十三年十二月九日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南二丁目一番二号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター